

六ヶ所ウラン濃縮工場
核燃料物質加工事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

【本文】

○施設の特徴、安全設計の基本方針や安全上重要な施設がないことの記載を追加 等

【技術的能力】

○重大事故等の対処に係る手順書の整備、教育訓練および体制整備の記載を追加

○品質保証に関する職務の明確化 等

【気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況】

○火山の降灰評価の記載の変更

降下火砕物シミュレーションの解析コードの修正に伴う設計層厚の変更 等

【安全設計】

○耐震重要度分類（第1類、2類、3類）の見直し

○航空機落下の最新知見に基づく評価の反映 等

【放射線の管理】

○各線量評価結果が「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力委員会決定）」において定める線量目標値（ $50\mu\text{Sv/y}$ ）を十分下回る旨の記載を追加等の線量評価内容の記載を充実 等

【事故に対処するために必要な施設及び体制の整備】

○重大事故等対処の事象（漏えい、火災）の検知、対処方法の記載の充実

○重大事故等対処に必要な資機材等の容量、保管場所、健全性および作業環境に関する記載の充実

○手順書の整備、訓練および非常時対策組織に関する記載の充実 等

以上